

公共施設等 LED 化事業基本協定書

公共施設等 LED 化事業（以下「本件事業」という。）に関し、中能登町（以下「甲」という。）と●●（以下「代表事業者」という。）及び末尾署名欄に「構成事業者」として記載する各当事者（以下「構成事業者」という。）及び「協力事業者」として記載する当事者（以下「協力事業者」といい、「代表事業者」、「構成事業者」及び「協力事業者」を総称して「乙」という。）の間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

本基本協定は、本件事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と、代表事業者及び構成事業者が設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）が、別紙に記載する公共施設等の照明設備（以下「本件設備」という。）LED 化のための整備、維持管理及び整備にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。なお、町議会の議決を得るまでは「仮契約」という。）を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めることを目的とする。

第2条 （当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の手續における甲の要望事項を尊重するものとする。

第3条 （事業予定者の設立）

- 1 代表事業者及び構成事業者は、本基本協定締結後、令和●●年●●月●●日までに、事業予定者を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める合同会社の形態で設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。
- 2 前項の場合、代表事業者、構成事業者は、必ず事業予定者に出資しなければならない。

第4条 （業務の委託、請負）

- 1 事業予定者による本件事業の実施に関し、乙は、事業予定者をして、本件設備の整備（以下「本件整備」という。）及び本件設備の維持管理（以下「本件維持管理」という。）に係る業務のうち調査・設計・施工及び維持管理に係る業務を●●株式会社、●●株式会社に、その他業務を株式会社●●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本件整備及び本件維持管理に係る各業務を委託又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）

を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。

- 3 第1項により事業予定者から本件整備及び本件維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

第5条 （事業仮契約の締結）

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和●年●月●日までに、甲と事業予定者との間において、仮契約書を締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、仮契約書締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力するものとする。

第6条 （準備行為）

- 1 乙は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力するものとする。
- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

第7条 （事業契約不調の場合の処理）

事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、甲及び乙は、甲と乙の間には債権債務関係の生じないことを相互に確認するものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに乙の代表企業及び構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲
中能登町
中能登町●丁目●番地
中能登町長 宮下 為幸 印

乙
【代表事業者】
住 所：
事業者名：
代表者名： 印

【構成事業者】
住 所：
事業者名：
代表者名： 印

住 所：
事業者名：
代表者名： 印

住 所：
事業者名：
代表者名： 印

【協力事業者】
住 所：
事業者名：
代表者名： 印

住 所：
事業者名：
代表者名： 印

別紙 実施箇所

No	管理部署	施設名
1	総務課	あすなろ公園
2	総務課	ふるさと交流センター
3	総務課	防犯灯・道路灯
4	総務課	鹿西庁舎車庫 1
5	総務課	鹿西庁舎車庫 2
6	総務課	社会福祉センター
7	総務課	梅の里公園
8	企画情報課	能登テキスタイルラボ
9	企画情報課	能登上布会館
10	企画情報課	道の駅織姫の里なかのと
11	企画情報課	古民家みおやの里
12	企画情報課	鹿島小学校西口待合所
13	企画情報課	のと二宮駅（夢おりもの展示館）
14	企画情報課	金丸駅（待合室及びギャラリー）
15	企画情報課	ふれあいの水辺公園（不動滝）
16	企画情報課	碁石ヶ峰トイレ
17	企画情報課	枅形山駐車場トイレ
18	企画情報課	良川駅（駐輪場）
19	企画情報課	能登部駅
20	住民窓口課	行政サービス庁舎
21	長寿福祉課	老人福祉センターゆうゆう
22	長寿福祉課	高齢者生きがいセンター
23	長寿福祉課	健康ハウス「憩」（生きがいセンター込）
24	長寿福祉課	ふれあい交流館「北部」
25	長寿福祉課	ふれあい交流館「喜楽館」
26	長寿福祉課	小規模多機能施設「ラポールみおや」
27	長寿福祉課	デイサービスセンター「ひまわり」
28	長寿福祉課	老人ふれあいセンター
29	長寿福祉課	高齢者グループホーム「しあわせの里」
30	長寿福祉課	在宅複合施設「ほのぼの」
31	長寿福祉課	デイサービスセンター「いこい」
32	健康保険課	たんぽぽ保育園
33	健康保険課	こすもす保育園
34	健康保険課	つくし保育園

No	管理部署	施設名
35	健康保険課	あおば保育園
36	健康保険課	さくら保育園
37	健康保険課	保健センターすくすく
38	健康保険課	とりや児童館
39	健康保険課	かしま児童館
40	健康保険課	ろくせい児童館
41	健康保険課	かしま放課後児童クラブ
42	土木建設課	旧滝尾小学校体育館
43	土木建設課	黒氏住宅
44	土木建設課	金丸住宅
45	土木建設課	末坂第2住宅
46	土木建設課	春木住宅
47	土木建設課	末坂住宅
48	土木建設課	コーポとりや
49	農林課	農村環境改善センター
50	生活環境課	春木浄水場
51	生活環境課	鳥屋南部浄化センター
52	生活環境課	鳥屋北部浄化センター
53	生活環境課	旧鳥屋西部浄化センター
54	生活環境課	久江配水池
55	生活環境課	在江浄水場
56	生活環境課	鹿島中部クリーンセンター
57	生活環境課	旧鹿島西部クリーンセンター
58	生活環境課	旧鹿島北部クリーンセンター
59	生活環境課	鹿島東部クリーンセンター
60	生活環境課	後山減圧弁室
61	生活環境課	旧鹿西東部浄化センター
62	生活環境課	鹿西中部浄化センター
63	生活環境課	旧鹿西沖馬場浄化センター
64	生活環境課	鹿西後山浄化センター
65	学校教育課	鳥屋小学校（プール込）
66	学校教育課	旧久江小学校
67	学校教育課	鹿西小学校
68	学校教育課	中能登中学校
69	学校教育課	鹿島小学校

No	管理部署	施設名
70	生涯学習課	レクトピアパーク
71	生涯学習課	古墳公園
72	生涯学習課	ふれあいゲートボール場
73	生涯学習課	旧観坊
74	生涯学習課	大宮坊
75	生涯学習課	石動山公衆トイレ
76	生涯学習課	雨宮能登王墓の館
77	生涯学習課	ふるさと創修館
78	生涯学習課	まなびや館
79	生涯学習課	ラピア鹿島
80	生涯学習課	カルチャーセンター飛翔
81	生涯学習課	鳥屋武道館
82	生涯学習課	テニスコートとりや
83	生涯学習課	北部体育センター
84	生涯学習課	中能登運動公園
85	生涯学習課	スポーツセンターろくせい
86	生涯学習課	鹿西体育館
87	生涯学習課	久江体育センター
88	生涯学習課	鳥屋体育館
89	生涯学習課	鹿島弓道場武道館
90	生涯学習課	パークゴルフ場
91	生涯学習課	中能登町野球場
92	生涯学習課	石動山公衆トイレ（ヤ9-1 旧観坊）
93	生涯学習課	アッピー広場
94	生涯学習課	旧鳥屋相撲場トイレ
95	生涯学習課	鳥屋グラウンド
96	健康保険課	とりや放課後児童クラブ
97	健康保険課	ろくせい放課後児童クラブ
98	生涯学習課	鹿島体育センター